

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に対する公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設 の対応について（改定）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記のとおり対応についてお願いしておりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

1 在園児と同居する家族が濃厚接触者に特定された場合

- (1) 在園児については、在園児自身が濃厚接触者ではありませんので、保育を希望される場合は登園していただいて構いません。なお、濃厚接触者に特定された方につきましては、自宅待機期間中の送迎は控えてください。
- (2) 感染拡大を防止するため、在園児と同居する家族が発熱等体調不良の場合について、強制ではありませんが可能な限り家庭保育にご協力ください。

2 在園児が濃厚接触者と判断された場合

- (1) 濃厚接触者に特定された在園児については、PCR検査の結果陰性であったとしても、保健所が指示した日までは自宅待機とし登園は控えてください。
- (2) 濃厚接触者に特定された場合には、必ず園に連絡してください。

3 在園児または職員に感染が確認された場合

- (1) 感染が確認された在園児または職員については、治癒するまでの間は自宅待機とします。
- (2) 感染が確認された場合には、必ず園に連絡してください。
- (3) 感染者にかかる保健所の調査により、濃厚接触者と判断された在園児については、「2（1）」のとおり対応してください。なお、園への連絡は不要です。
- (4) 施設については、感染拡大防止の観点から、保健所指導のもと至急消毒作業を行います。
- (5) 感染拡大防止にかかる衛生的観点と保育の再開に向けた諸準備を行うため、消毒作業等を目的に数日間休園する場合があります。また、複数の保育士が濃厚接触者に特定された場合は、保育体制が整うまでの間、保育再開後もお迎えを早めをお願いすることや、1～2週間休園する可能性も出てきますのでご理解とご協力をお願いします。
- (6) 濃厚接触者と特定されなかった在園児についても、感染拡大防止の観点から、休園期間中は、他の施設で実施している一時保育事業等の利用は極力控えていただき、家庭での保育をお願いします。
- (7) 市内の一部施設で休園となりましても、その他の施設については、通常どおり保育を行います。

4 利用者負担額（保育料）について

施設休園期間中の保育料については、日割り計算で返還することとします。また、濃厚接触者に特定された在園児および感染が確認された在園児については、自宅待機期間中の保育料について、日割り計算で返還することとします。

5 問い合わせ先

彦根市子ども未来部幼児課幼児総務係

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地（彦根市福祉センター2階）

TEL0749-23-9597 / FAX0749-26-1768

E-mail : jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp